

「千葉市新型インフルエンザ等対策行動計画」改定案に関する関係機関及び千葉県からの意見まとめ

資料4

No.	頁	部・章	項目番号	項目名	改定案（第2版）本文	ご意見		本市（健康危機管理課）の考え方
						修正案	修正理由	
1	14	第1部・第2章 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項	第4節	2 横断的視点 I 人材育成	加えて、災害発生時や感染症まん延時に派遣される災害・感染症医療業務従事者（DMAT、DPAT先遣隊及び災害支援ナース）について、医療法における位置付けが設けられたことも踏まえて、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制の強化の一環として、国や関係団体等の主催する研修や訓練等に参加するなど、人材育成に継続的に取り組む必要がある。	-	人材育成する対象者を具体化せらる必要がある。誰を育成するのか不明瞭である。新型コロナウイルス感染症のパンデミック時の様に、医療機関の職員が感染症で人材不足になり、千葉市民が受診しない状態が多々見られた。それを補完する形で行政や保健所の業務が圧迫していた実情もあると思われる。DMATの受援体制を千葉市はどのように構築するか、具体的な行動計画が文書化し、そのための人材育成をすすめる必要がある。	次の理由により修正しないこととしました。 DMAT等の養成・登録は国の業務のため、市行動計画には記載しないこととしました。 また、DMATの要請・受援に關しても、都道府県が実施するものであるため、市行動計画には記載しないこととします。
2	14	第1部・第2章 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項	第4節	2 横断的視点 I 人材育成	加えて、災害発生時や感染症まん延時に派遣される災害・感染症医療業務従事者（DMAT、DPAT先遣隊及び災害支援ナース）について、医療法における位置付けが設けられたことも踏まえて、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制の強化の一環として、国や関係団体等の主催する研修や訓練等に参加するなど、人材育成に継続的に取り組む必要がある。	-	DMAT等災害時に派遣されるチーム活動の訓練が必要である。県より千葉市内に派遣されたDMAT等のチームが医療機関でどのように支援活動するか千葉市として平時に効果を確認する必要があると思われる。	次の理由により修正しないこととしました。 DMAT等の養成・登録は国の業務のため、市行動計画には記載しないこととしました。 また、DMATの要請・受援に關しても、都道府県が実施するものであるため、市行動計画には記載しないこととします。
3	22	第2部・第1章 実施体制	3-1-3	職員の派遣・応援への対応	ア 市は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、 県に対し 職員の派遣を要請する。	ア 市は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、 県を経由し、国に対し 職員の派遣を要請する。	本記載は特措法第26条の6を踏まえた記載であることから、同条第1項の規定により要請先是国（指定行政機関又は指定地方行政機関の長）となり、同条第2項の規定により要請は都道府県の知事を経由することとされています（緊急時はこの限りではない）。	意見のとおり修正しました。
4	32	第2部・第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	2-1	2-1 迅速かつ一貫的な情報提供・共有	工 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行いうため、新型インフルエンザ等の発生状況等の公表に当たっては、 国及び県の定める公表基準等 に則り、適切に対応する。	工 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行いうため、新型インフルエンザ等の発生状況等の公表に当たっては、 国の定める公表基準等 に則り、適切に対応する。	令和7年7月2日付け国事務連絡を県行動計画における「国の定める公表基準」と位置付けていることから、当該記載については県行動計画と同様に「国の定める公表基準等」と記載。	意見のとおり修正しました。
5	35	第2部・第5章 水際対策	1-2	検疫所との連携体制の構築	ア 市は、国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入しないよう、検疫所と 日ごろから 緊密な情報交換を行うとともに、	ア 市は、国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入しないよう、検疫所と 平時から 緊密な情報交換を行うとともに、	同項目工と文言を統一。県の行動計画に合わせた。	意見のとおり修正しました。
6	35	第2部・第5章 水際対策	1-3	水際対策関係者の連携体制の構築	市は、水際・防災対策連絡会議等を通じて、平時から水際対策関係者との連携体制を確認する。	市は、 千葉港・木更津港保健衛生管理運営協議会 や水際・防災対策連絡会議等を通じて、平時から水際対策関係者との連携体制を確認する。	感染症対策・保健衛生対策を活動目的とする当該協議会についても追記るべきと考える。	意見のとおり修正しました。
7	35	第2部・第5章 水際対策	2-1	検疫措置の強化	市は、 検疫所と連携し、検疫措置の強化に協力する。	市は、 検疫措置の強化に伴い、検疫所との連携を強化し、国が検査体制を速やかに整備できるよう協力する。	本文の文言では抽象的なので、県の行動計画に合わせた検査体制の強化（保健福祉局医療衛生部環境保健研究所）を記載してはいかがか。	意見のとおり修正しました。
8	38	第2部・第6章 まん延防止	3-1	まん延防止対策の内容	3-1 まん延防止対策の内容	3-1 まん延防止対策の内容	小段落が3-1から始まっている。1-1や2-1から始まる小段落が散見されるので統一。	次の理由により修正しないこととしました。 第2部の構成として、第1節は1-1、第2節は2-1、第3節は3-1から項目番号を振ることで統一しているため。（政府及び県行動計画の構成と揃えている。） また、第1部における、①②③、I II III、アイウと項目立てにはばらつきがあるので、構成を統一。
9	38	第2部・第6章 まん延防止	3-1-1	患者や濃厚接触者への対応	市は、県と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。	市は、 国や県 と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。	市町村行動計画作成の手引きや政府・県行動計画において、本記載は「国と連携し～」としていることから、「国や県と連携し」などと記載。	意見のとおり修正しました。
10	40	第2部・第7章 ワクチン	1-5-2	特定接種	ア 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。 また、登録事業者のうち市民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。	ア 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市が実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。	「また、登録事業者のうち～を登録要件とする。」の箇所について、登録事業者への接種は国が実施主体であることから、省略しても差し支えありません。	意見のとおり、省略可能部分は削除することとしました。
11	61	第2部・第11章 保健	第1節	1 目的	-	-	1-3-2には多様な主体との連携体制の構築があるため、最初の目的に「医療機関との連携」についても記載したほうが良いのではないか。	次の理由により修正しないこととしました。 市と医療機関との連携に關しては、「第8章 医療」において、記載しているため、「第11章 保健」においては記載しないこととしました。
12	65	第2部・第11章 保健	1-5	DXの推進	-	-	「有事の際のWEB会議システムの活用と平時からの活用」を記載したほうが良いのではないか。	次の理由により修正しないこととしました。 WEB会議システムの活用については、現時点では概ね実施できていると考えておりますので、特筆して市行動計画には記載しないこととしました。

No.	頁	部・章	項目番号等	項目名	改定案（第2版）本文	修正案	修正理由	修正の方向性
13	65	第2部・第11章 保健	1-6	地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション	-	-	「医療機関及び社会福祉施設等において感染症が発生し又はまん延した場合の対処」をどのように対処するか、方針を記載したほうが良いのではないか。 新型コロナウイルス感染症の時期は、クラスター対策班の派遣を行い、収束活動を実施しているため。	次の理由により修正しないこととしました。 当該項目につきましては、情報提供を目的とした内容であり、対応方針を記載する趣旨のものではないことから、今回は記載を控えさせていただきました。 なお、集団感染が発生しやすい施設へ適宜情報提供することは、下記項目に記載をしております。 第2部<第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<第1節 <1-1-1 感染症に関する情報提供・共有（30頁） また、クラスター対策に関しては、下記の2箇所に記載もしております。 第2部<第11章<第2節<2-1 有事体制への移行準備<ア（イ）（66頁） 第2部<第11章<第3節<3-2-3積極的疫学調査<イ（69頁）
14	69	第2部・第11章 保健	3-2-3	積極的疫学調査	イ 市は、保健所等において積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策等を行うに当たって、必要に応じて、JIHSや県に対して、実地疫学の専門家等の派遣を要請する。	イ 市は、保健所等において積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策等を行うに当たって、必要に応じて、JIHSに対して、実地疫学の専門家等の派遣を要請する。	政府行動計画ガイドラインや市町村行動計画作成の手引き、県行動計画において、本記載は単に「JIHSに対し」としている。	意見のとおり修正しました。
15	71	第2部・第11章 保健	3-3-1-1	迅速な対応体制への移行	イ 市は、地域の感染状況等の実情に応じて、県を通じてJIHSに対し実地疫学の専門家等の派遣を要請する。	イ 市は、地域の感染状況等の実情に応じて、JIHSに対し実地疫学の専門家等の派遣を要請する。	政府行動計画ガイドラインや市町村行動計画作成の手引き、県行動計画において、本記載は単に「JIHSに対し」としている。	意見のとおり修正しました。
16	71	第2部・第11章 保健	3-3-1	流行初期	-	-	アウトブレイク（クラスター）への対処についての方針を記載したほうが良いと思われる。	次の理由により修正しないこととしました。 当該項目につきましては、時期を分けず、下記項目として記載しているため、個別での記載は不要と考えております。 第2部<第11章 保健<第3節<3-2-3 積極的疫学調査 イ 市は、保健所等において積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策等を行うに当たって、必要に応じて、JIHSや県に対して実地疫学の専門家等の派遣を要請する。（69頁）
17	72	第2部・第11章 保健	3-3-2	流行初期以降	-	-	同上	同上
18	75	第2部・第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保	1-4	生活支援を要する者への支援等の準備	ア 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続を決めておくよう努める。	ア 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的な手続を決めておく。	本記載の末尾については、市町村行動計画作成の手引きに準じた形とすると良い。	意見のとおり修正しました。
19	81	用語集	-	健康監視	検疫法第18条第2項（一略一）の規程により、	検疫法第18条第4項（一略一）の規程により、	・ 検疫法第18条第2項 感染症予防法に規定する新型インフルエンザ等感染症を除く感染症 ・ 検疫法第18条第4項 感染症予防法に規定する新型インフルエンザ等感染症	次の理由により修正しないこととしました。 「健康監視」の用語説明としては、第18条第2項の「（略）」、同項の規定により定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求める、若しくは質問を行い、又は検疫官をしてこれらを行わせることができます。」の部分を指しており、同条第4項においては、その記載は無いため。
20	-	-	-	-	BCPに関する項目を追加	医療機関は、新型インフルエンザに対応しながら、通常診療を行うことが求められます。このためにBCPを作成し、更新することが重要になります。ぜひ、BCPに関連する項目を作ってください。	医療機関の役割（9頁）において、業務継続計画の策定に関する記載をしているため。 また、政府及び県行動計画において、事業継続計画に関して項目を設けての記載は無いため、市行動計画へ新たに項目としての記載はしないこととしました。	次の理由により修正しないこととしました。
21	-	-	-	-	感染弱者に関する記載を追加	大規模感染症が発生すると、小児・透析・妊娠婦・精神疾患有する患者の診療が課題になります。施設の確保などの診療体制や各職能団体の協力について記載がほしいと思います。	感染弱者に対する医療提供及び入院調整等に関しては重要なと考えておりますが、医療提供体制に関しては県の所管事務のため市行動計画への記載しないこととしました。 なお、県感染症対策連携協議会等を通じ、平時から県等と調整していくかと考えております。	次の理由により修正しないこととしました。
22	-	-	-	-	クラスター発生時の支援体制に関する記載を追加	集団発生について、DMATやDPATの役割記載があります。しかし、小規模な集団発生については、感染対策向上加算の連携施設間や、協定を締結した医療機関による支援などがあると思います。	医療措置協定に基づく医療機関への支援に関しては、県の所管のため市行動計画には記載しないこととしました。	次の理由により修正しないこととしました。
23	-	-	-	-	医療資源が枯渇した時の対応について	人工呼吸器やECMOなどの生命維持に必要な医療機器が調達できない場合も想定されます。このような事態での対応についても記載してほしいと思いました。	医療機器を含む感染症対策物質等の医療機関に向けた確保に関しては、県の所管事務のため、市行動計画には記載しないこととしました。	次の理由により修正しないこととしました。